

第四管区海上保安本部公示第 20 号

水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

令和 6 年 8 月 13 日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施する者の名称及び住所

三重県津農林水産事務所長 伊藤 賢二

三重県津市桜橋 3-446-34

2 水路測量を実施する区域及び期間

別図に示すとおり

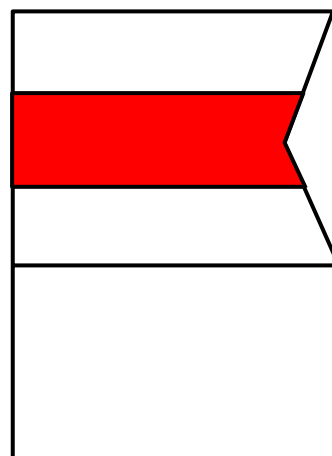
令和 6 年 9 月 1 0 日～令和 6 年 9 月 2 7 日（うち 1 日間）

3 水路測量の実施方法

DGPS による測位、音響測深機による測深。

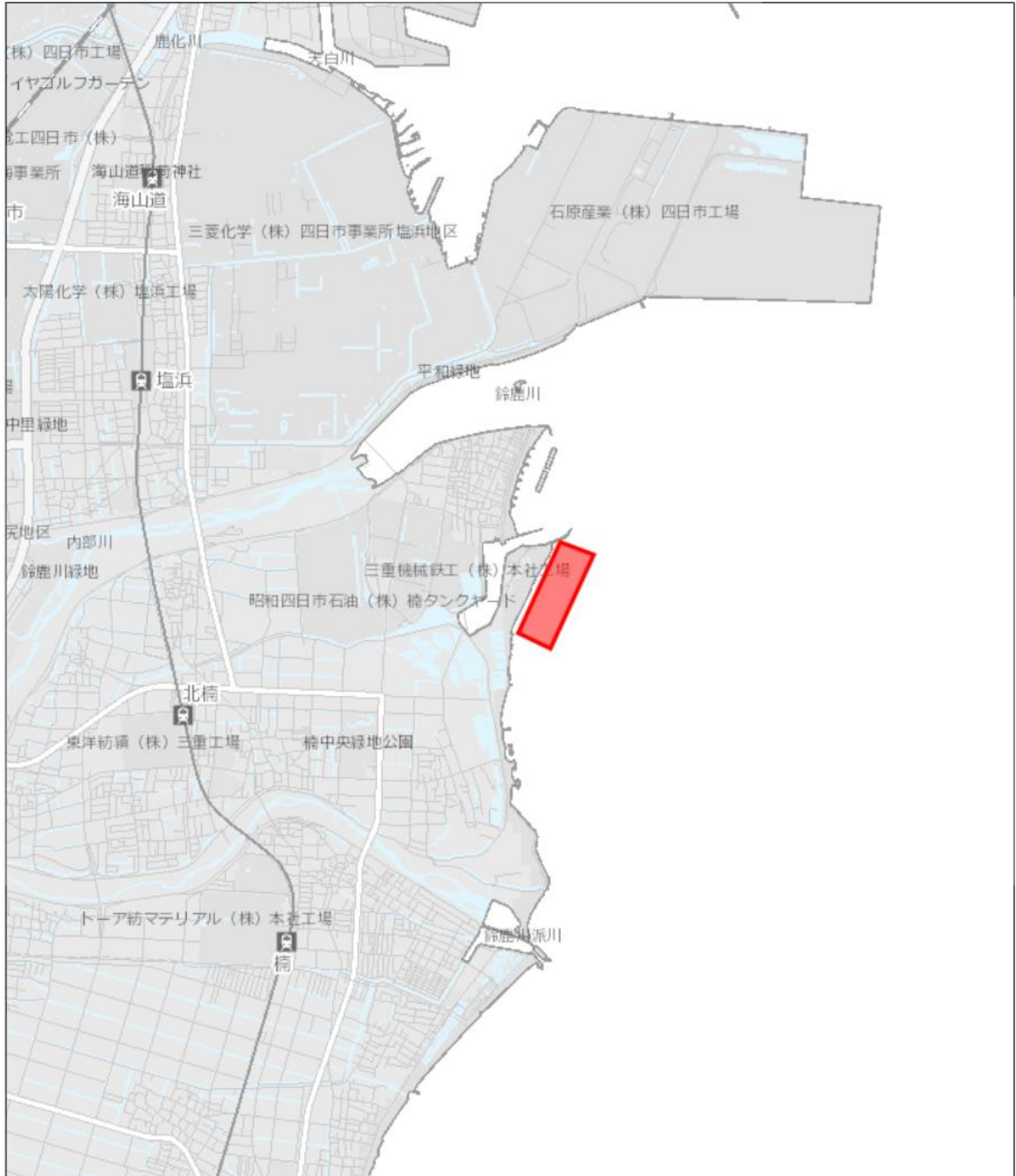
4 航行船舶に対する措置

測量船は、水路業務法第 1 7 条に基づき、水路業務法施行規則（昭和 2 5 年運輸省令第 5 5 号）第 6 条に定める標識を掲げる。



白  
紅  
白

# 別図



調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図